平成２１年（フ）第９５１号
静岡市葵区千代１丁目11番19号　千代大石貸家、旧住所静岡市葵区羽鳥１丁目６番28号
破産者　菊池　真司
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０号
静岡市清水区春日１丁目８番１号、前住所静岡市清水区村松原２丁目８番16号
破産者　落合　一郎
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２９号
愛知県みよし市福谷町広久伝15番地161、開始決定時の住所名古屋市守山区吉根２丁目3001番地
破産者　河本　正憲
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２２０号
名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘２棟109号、開始決定時の住所名古屋市中川区宮脇町２丁目95番地
破産者　丹羽　政男
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０６号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字市ケ洞25番地11　ローズヒルズⅢＢ－５、開始決定時の住所名古屋市名東区高間町437番地
破産者　藤本　富夫
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３５１号
神戸市中央区中山手通１―22―25―301、住民票上の住所神戸市北区星和台２丁目53番地の９
破産者　大田　泰史
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５８号
神戸市東灘区本山中町３丁目８番20―302号
破産者　安元　公郎
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪251番地６
破産者　大泉　登子
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４７号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八下33番地１
破産者　平田　雅昭
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９号
長崎県諫早市高来町黒崎145番地１
破産者　坂口　儀則
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
長崎県諫早市若葉町376番地６　ニューリーブマンション603号、前住所長崎県諫早市幸町33番３―802号
破産者　芝田　昭文
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前10番地17
破産者　遠藤　次男
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７１号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字小出30番地２
破産者　葛西　英則
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７５号
岩手県一関市萩荘字釜ケ淵85番地　一関工業公舎３
破産者　似内　啓子（旧姓日野）
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２８号
秋田市港北松野町９番26号、住民票上の住所秋田県男鹿市船川港船川字新浜町23番地
破産者　佐藤　榮喜
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
福島県耶麻郡西会津町登世島字さゆりが丘乙1230番地24
破産者　佐藤　正平
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係